

付属資料

付属資料 1 : 支援メニュー整理表

付属資料 2 : 内閣府 地方創生推進事務局関連 制度メニュー

付属資料 3 : 委員名簿 (2022/3/25 設立時点)

付属資料 4 : 委員名簿 (2023/6/2 第 5 回委員会時点)

支援メニュー整理表

※内閣府地方創生推進事務局の支援施策については付属資料 2 を参照

土地利用、面的開発、拠点整備

分野	制度・施策名	支援内容	備考	投資誘致	機能集積	I T 基盤	交通網	防災拠点	土地利用	連携組織
都市構造・都市基盤(従来制度)	都市計画制度	都市計画区域・用途地域指定			○		○		○	
	市街地再開発・土地区画整理	市街地再開発事業 土地区画整理事業 ※過去に TX 沿線では一体型特定土地区画整理事業	岐阜県駅周辺等で区画整理事業中		○		○		○	
	街路事業、公園、防災公園事業等	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	長野駅周辺等で事業中		○		○	○	○	
都市再生(主に大都市)	都市再生緊急整備地域 特定都市再生緊急整備地域	国際競争都市整備事業、都市安全確保促進事業等 都市計画の特例(都市再生特別地区) 民間都市再生事業計画(税制特例、民都機構による金融支援)		○	○			○	○	
都市再生・都市構造再編(地方都市)	都市再生整備計画	都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)、都市再生総合整備事業、まちなかウォークブル推進事業 民間都市再生整備事業計画(民都機構による金融支援)		○	○			○	○	
	立地適正化計画	居住誘導区域、都市機能誘導区域 都市構造再編集集中支援事業※ 民間誘導施設等整備事業計画(金融支援)	※長野県駅にて R5 より事業開始	○	○			○	○	
官民連携まちづくり	官民連携まちなか再生	官民連携まちなか再生推進事業 (プラットフォーム構築、ビジョン、社会実験、交流拠点等整備)		○	○				○	○

右欄：1) 国内、海外からの投資誘致、2) 生活・産業機能集積、3) IT 基盤整備、4) 道路・交通網形成、5) 防災拠点形成、6) 土地利用・街区形成、7) 意思決定のための組織体

交通、防災、環境関連

分野	制度・施策名	支援内容	備考	投資誘致	機能集積	I T 基盤	交通網	防災拠点	土地利用	連携組織
道路	道路事業 (国土交通省)	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金					○	○		
交通・地域拠点形成	小さな拠点 (総務省・国土交通省等)	地域運営組織に関する地方財政措置 小さな拠点税制 農地転用・開発許可等の特例 「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	※農地転用支援を含む				○		○	
交通	地域公共交通計画(国土交通省)	地域旅客運送サービス継続事業 地域公共交通利便増進事業 新モビリティサービス事業 計画認定制度 交通インフラ整備に対する貸付制度		○		○	○			
交通	都市・地域交通戦略推進事業(国土交通省)	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金					○	○		
環境・交通	低炭素まちづくり(国土交通省、環境省、経済産業省)	認定低炭素建築物に対する特例措置 低炭素まちづくり計画を受けた規制緩和措置、財政支援			○		○		○	
防災・環境	防災・省エネまちづくり(国土交通省)(~R7)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業(テレワーク拠点整備も対象)			○			○		
防災	都市防災総合推進事業(国土交通省)	防災・安全交付金						○		

産業・地域振興関連

分野	制度・施策名	支援内容	備考	投資誘致	機能集積	I T 基盤	交通網	防災拠点	土地利用	連携組織
地域経済・産業	地域未来投資促進法（経済産業省）	地方創生推進交付金の活用※ 地域未来投資促進税制、固定資産税等減免 企業への金融支援 規制の特例措置（農地転用等）	※農地転用支援を含む	○	○				○	
	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（経済産業省）	民間事業者等が地方公共団体・金融機関等と連携し、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保及び域内でのキャリアステップの構築等を支援。		○	○					
イノベーション拠点	官民連携まちなか再生（国土交通省）	官民連携まちなか再生推進事業 （R5 地方都市イノベーション拠点形成事業新設）		○	○					○
圏域連携	広域連合（総務省）	広域連合への国、都道府県からの権限移譲								○
スタートアップ・起業支援	インキュベーションプログラム強化・発展事業（経済産業省）	大学・自治体のインキュベーション施設に、中小企業基盤整備機構のインキュベーションマネージャー派遣や、企業支援に係るノウハウ・ネットワーク等を提供。		○	○					
	産業競争力強化法に基づく創業支援（経済産業省）	創業支援を行う事業者と自治体が連携し創業支援等事業計画を認定。相談支援・創業セミナー等の創業支援等事業を支援。		○	○					

情報通信関連

分野	制度・施策名	支援内容	備考	投資誘致	機能集積	I T 基盤	交通網	防災拠点	土地利用	連携組織
デジタルインフラの整備（光ファイバー、5G等）	高度無線環境整備推進事業	条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者が光ファイバー等を整備する経費の補助		○		○		○		
	携帯電話等エリア整備事業	過疎地等の条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者が5G基地局施設等を整備する経費の補助		○		○		○		
	地域デジタル基盤活用推進事業	地方公共団体による、ローカル5G等の新たな通信技術を活用した地域課題解決モデルの創出等の総合的支援（計画策定支援、実証事業、通信インフラの整備補助）	計画策定のみの利用も可	○	○	○		○		
	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	ケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化を図る事業によって、地方を支える災害に強い情報通信基盤の整備を推進 ※他にテレビ・ラジオ中継局等の整備支援（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）等もあり	①地域防災計画への位置付け、②条件不利地域、③財政力指数が0.5以下の市町村が対象	○		○		○		
テレワーク	テレワーク普及展開推進事業	テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援、普及啓発、地域課題の解決に係る実証		○	○					
スマートシティ	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	地域課題解決を目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進		○	○	○		○		
その他	自動運転に関わるデジタル化支援制度（検討中）	限定地域レベル4の自動運転について、2025年度を目処に50箇所程度の実現などの政府目標の達成に資するため、自動運転に必要な通信の信頼性確保等の観点から必要な支援策を検討		○	○	○				
	上記各支援事業に対する相談支援等の実施	各支援事業に対して、事業を通じた知見の発信、都市OS活用を検討する自治体への個別支援等を実施		○	○	○		○		

「デジタル田園都市国家構想総務省関連施策集」令和4年12月23日、総務省等参照

https://www.soumu.go.jp/main_content/000853680.pdf

内閣府 地方創生推進事務局関連 制度メニュー

1. 地域再生制度
2. デジタル田園都市国家構想交付金
3. 地方拠点強化税制
4. 地方移住・起業支援
5. 国家戦略特区
6. 構造改革特区
7. 総合特区
8. 都市再生制度及び未来技術社会実装事業
9. 中心市街地活性化
10. 地方大学・産業創生

1 地域再生制度

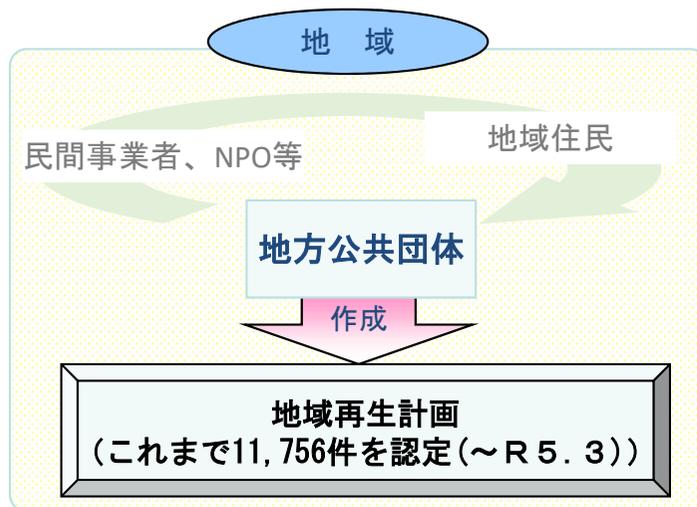
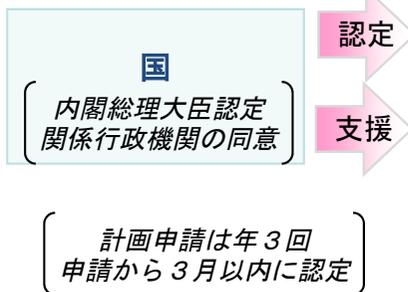
地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



① デジタル田園都市国家構想交付金

(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)

(注) 地方創生推進交付金(H28創設)、地方創生拠点整備交付金(H28創設)、地方創生整備推進交付金(道・污水处理施設・港)(H17創設、H28改正)等を新たに位置付けたもの。

② 企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)

③ 地域再生支援利子補給金 (H20創設)

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)

⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)

⑥ 商店街活性化促進事業 (H30創設)

⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

(地域再生土地利用計画) (H27創設) (小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)

⑧ 生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)

⑨ 地域住宅団地再生事業 (R1創設)

⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)

⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例) (R1創設)

⑫ 補助対象施設の有効活用

(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等



- 平成17年の法制定以降、8度の法改正(H19,20,24,26,27,28,30,R1)により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

2 デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金の創設

R5当初予算案：1,000億円、R4補正：800億円（R4当初：1,000億円／R3補正：660億円）

デジタル田園都市国家構想交付金

R4補正

R5当初

デジタル
実装タイプ

地方創生
拠点整備タイプ

地方創生
推進タイプ

▶ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

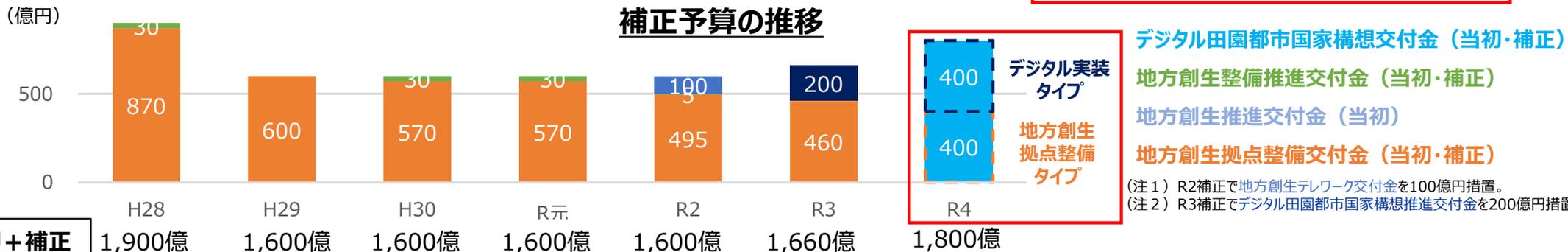
▶ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
- ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

当初予算の推移



補正予算の推移



デジタル田園都市国家構想交付金（当初・補正）

地方創生整備推進交付金（当初・補正）

地方創生推進交付金（当初）

地方創生拠点整備交付金（当初・補正）

（注1）R2補正で地方創生ネットワーク交付金を100億円措置。
（注2）R3補正でデジタル田園都市国家構想推進交付金を200億円措置。

当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億

デジタル実装タイプ（TYPE1/2/3等）の概要

- 従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金の基本的な制度設計は継続し、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた事業を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。
- マイナンバーカードの普及促進など政府の重要施策を推進する観点から、新たなメニューや優遇措置を講じる。
- KPI（デジタル実装1000団体等）の達成に向けて、潜在的なターゲットを掘り起こすボトムアップ支援等を講じる。

<TYPE別の内容>

	対象	上限額補助率	カード交付率	カード利活用
マイナンバーカード 利用横展開事例創出型 <small>※令和4年度補正予算 限りの時限措置</small>	当該団体内における カードの新規用途開拓 かつ他の地域における 横展開が容易な取組	国費：3億円 補助率：10/10	現状申請率 7割以上 を申請要件	当該団体内 におけるカードの 新規用途開 拓が必須要件
マイナンバーカード 高度利用型 【TYPE3】	カードの 新規用途開拓 かつ総合評価が 優れている取組	国費：6億円 補助率：2/3	現状交付率 全国平均以上 を申請要件	カードの 新規用途 開拓が 必須要件
データ連携基盤活用型 【TYPE2】	データ連携基盤を 活用した、複数の サービス実装を伴う 取組	国費：2億円 補助率：1/2		カードの 利活用を 含む場合 は加点
優良モデル導入支援型 【TYPE1】	優良モデル・サービス を活用した実装の 取組	国費：1億円 補助率：1/2	採択に あたり交付率 を勘案	
デジタル実装 計画策定支援事業	デジタル実装に取り組も うとする地域の計画づく りを支援	委託事業 予算額：3億円		

※交付率全国平均を
目指すことを提示

<対象事業（一例）>

【TYPE3】

マイナンバーカードで各種市民サービスを利用
(図書館利用や避難所の受付等)



【TYPE2】

複数分野データ連携の促進による
共助型スマートシティ（会津若松市）



【TYPE1】

書かない窓口 地域アプリ 医療MaaS



ドローン配送 遠隔医療



デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）の概要

「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援します

交付金の特徴

補助率 3/4（高水準タイプ）
補助率 1/2（標準タイプ）

- 自治体施設整備に加え、民間施設整備・進出企業の支援が可能。
- ハード／ソフト経費の一体的な執行
- サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、「進出企業定着・地域活性化支援事業」も措置

施設整備・利用促進事業

①自治体運営施設を整備 + ②民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②組み合わせ可
(最大3施設)

働く環境の整備

施設の利活用促進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円／団体

③既存施設の拡充・利用促進

既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

施設の利活用促進

OR
①・②
または③



視察・お試しツアー、
ビジネスマッチング、
Web 広報 等

事業費 最大1,200万円／団体

④企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進

進出企業
支援



進出支援金
最大100万円／社

⑤進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設の進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



進出企業

事業費 最大3,000万円／事業

[金額は総事業費ベース、国費は3/4又は1/2]

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

(先駆型・横展開型・Society5.0型)

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
 - 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型） ⇒ 主にソフト事業を支援。【R5当初：532億円】
 - 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。【R4補正：400億円、R5当初：70億円】
- ＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等
- 地方創生拠点整備タイプについて、官民一体となって地域の課題解決に取り組むことができるよう、支援を拡充。

事業
期間

上限額
補助率

カード
交付率

カード
利活用

その他

推進タイプ
【先駆型】

5年間

国費：
都道府県3.0億円
中枢中核都市2.5億円
市区町村2.0億円
補助率：1/2

デジタルを主内
容とするもの
(注1)は、採択
にあたりカードの
交付率を勘案

推進タイプ
【横展開型】

3年間

国費：
都道府県1.0億円
中枢中核都市0.85億円
市区町村0.7億円
補助率：1/2

カードの利
活用を含む
場合は加算

推進タイプ
【Society5.0型】

5年間

国費：3.0億円
補助率：1/2

現状交付率全
国平均以上を申
請要件

拠点整備タイプ

当初予算：
原則3年間
補正予算：
単年度

国費：
都道府県15億円
中枢中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

デジタルを主内
容とするもの(注
1)は、採択にあ
たりカードの交付
率を勘案

＜対象＞

目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。

【推進タイプの事業類型】

- 先駆型：先駆性の高い最長5年間の事業
- 横展開型：先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
- Society5.0型：地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

＜拠点整備タイプにおける拡充＞

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国

施設等整備費用

全部又は一部を補助

1/2を補助

(注1) デジタル実装のための計画策定、開発・実証等を主内容とする事業

(注2) 申請上限件数は以下の通り

- ・推進タイプ 都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外
- ・拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし

地方創生整備推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

(デジタル田園都市国家構想交付金のうち道・污水处理施設・港の整備事業)

令和5年度予算額 **397.8億円**
(令和4年度予算額 397.8億円)

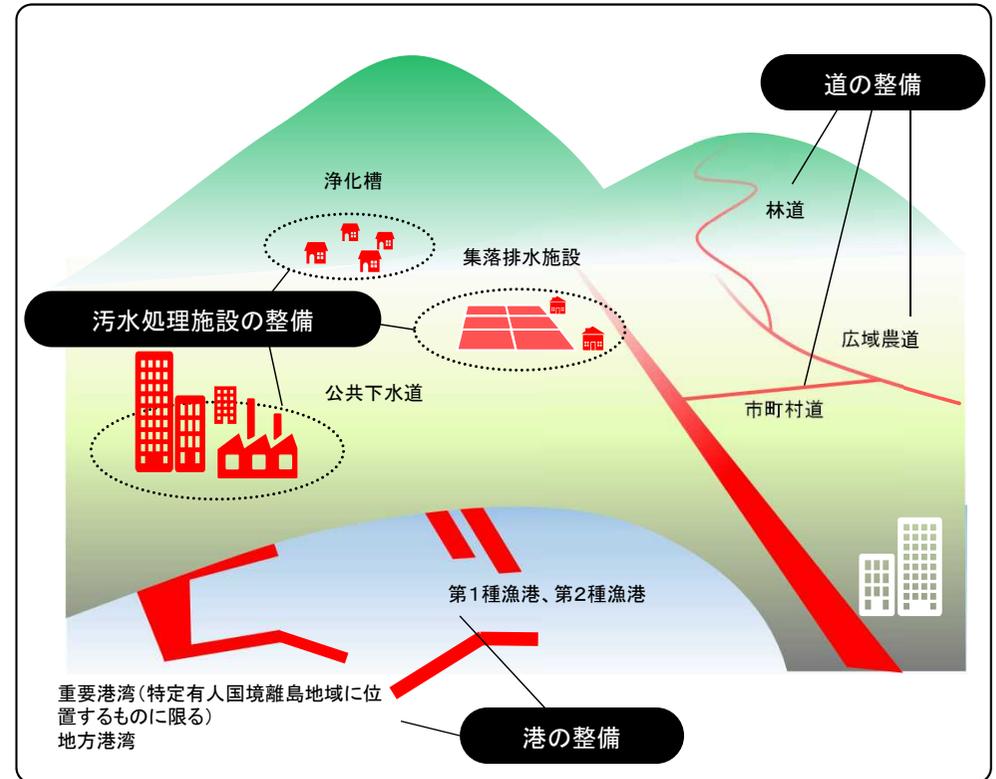
事業概要・目的

- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置づけられたものの整備を交付金により支援。
- 地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、以下の対象分野ごとに、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援。

【交付金の対象分野】

- ・ 道 (市町村道、広域農道、林道)
 - ・ 污水处理施設 (公共下水道、集落排水施設、浄化槽)
 - ・ 港 (重要港湾 (特定有人国境離島地域に位置するものに限る) 又は地方港湾、第1種漁港又は第2種漁港)
- 道・污水处理施設・港の整備と併せて、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を地域再生計画に位置づけることでデジタル社会の形成を推進。
 - 交付金の特徴
分野ごとの計画認定による類似施設の整備及び、年度間融通・施設間充当による弾力的な予算執行により、総合的かつ効果的な事業を実施。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 地方版総合戦略に位置づけられた取組を推進するための基盤となる施設の整備の支援やデジタル社会の形成を推進することにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など地方創生に資するデジタル田園都市国家構想を実現

3 地方拠点強化税制

地域再生法の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に関する特例措置

制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、「地方活力向上地域等」において「特定業務施設※」を整備する事業が地域再生計画に位置付けられている場合、当該事業の実施に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、**課税の特例等の措置**が講じられる。【H27年度創設】

※事務所、研究所、研修所

事業スキーム

(地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく)

国
「基本方針」

申請

認定

都道府県/都道府県及び市町村
「地域再生計画」

(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)

申請

認定

事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

地方拠点強化税制

① **特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例(オフィス減税)**
認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除



② **特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例(雇用促進税制)**
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除



③ **認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置**
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を課税免除又は不均一課税した場合の減収額に対する地方交付税による補填

④ **独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度**
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

⑤ **政府系金融機関(日本政策金融公庫)による融資制度**
認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資

地方拠点強化税制について

対象施設

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※事務所とは、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用される事務所。(令和4年度から「情報サービス事業部門」を追加)

対象地域

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転※

※首都圏の一部は対象外
※中部圏、近畿圏の一部は
2018年度以降対象に追加

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方における
特定業務施設の
拡充※

※首都圏、中部圏、近畿
圏の一部は対象外

措置内容

地方拠点強化税制

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

税額控除 **最大90万円** (移転型) / **最大30万円** (拡充型)
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

地方拠点強化税制について（実績・事例）

認定件数・雇用創出数※

【認定件数】：625件（移転型 63件、拡充型 562件）

【雇用創出数】：26,431人（移転型 1,245人、拡充型 25,186人）

※税制の活用前提となる地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数及び計画に記載された雇用創出数（道府県の認定。制度創設（平成27年度）以降、令和5年4月末時点までの累計。）

移転型の認定事例

株式会社シャフト（静岡県静岡市）

令和4年度認定

TVや劇場作品を中心としたアニメーション制作・企画業務を主として行う。

SHAF T
ANIMATION STUDIO

- 設立 1975年9月1日
- 資本金1,000万円
- 従業員105人（2023年2月現在）
- 売上高13.1億円（2021年3月末）



移転したのは・・・

事務所 情報サービス事業部門

東京から新スタジオ（事務所）を静岡市に新設

- **市内初のアニメ制作会社の進出。**
- 国内アニメ制作会社の9割が一都三県に集中しており、**地方でのアニメ人材育成に課題**を感じていた。
- **仕事環境と生活環境**の両面から見て**移転先を静岡市に決定**。
- **静岡市の補助制度**（宿泊費・交通費の補助）も活用。
- 3名が東京から異動し、新卒2名も入社したため、**5名の雇用創出**があった。なお、来年度も新規入社予定。

移転型の認定事例

株式会社トーネジ（茨城県つくば市）

平成27年度認定

ボルトやナット等の金属パーツ品の設計・開発・製造等を展開



- 東京五輪やリニア新幹線等による**需要増**への対応や、BCP対策のため、つくば市に**本社機能を移転**。

移転したのは・・・

事務所 調査・企画部門、研究開発部門、その他管理業務部門

拡充型の認定事例

ダイト株式会社（富山県富山市）

平成27年度認定

ジェネリック原薬等の生産、医薬品の製造事業等を展開



- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発**体制の整備・強化**を図るため**「R&Dセンター」を整備**。

新設したのは・・・

研究所

4 地方移住・起業支援

地方創生移住支援事業について

○地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
 - ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 等を実施
- ※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

地方創生起業支援事業について

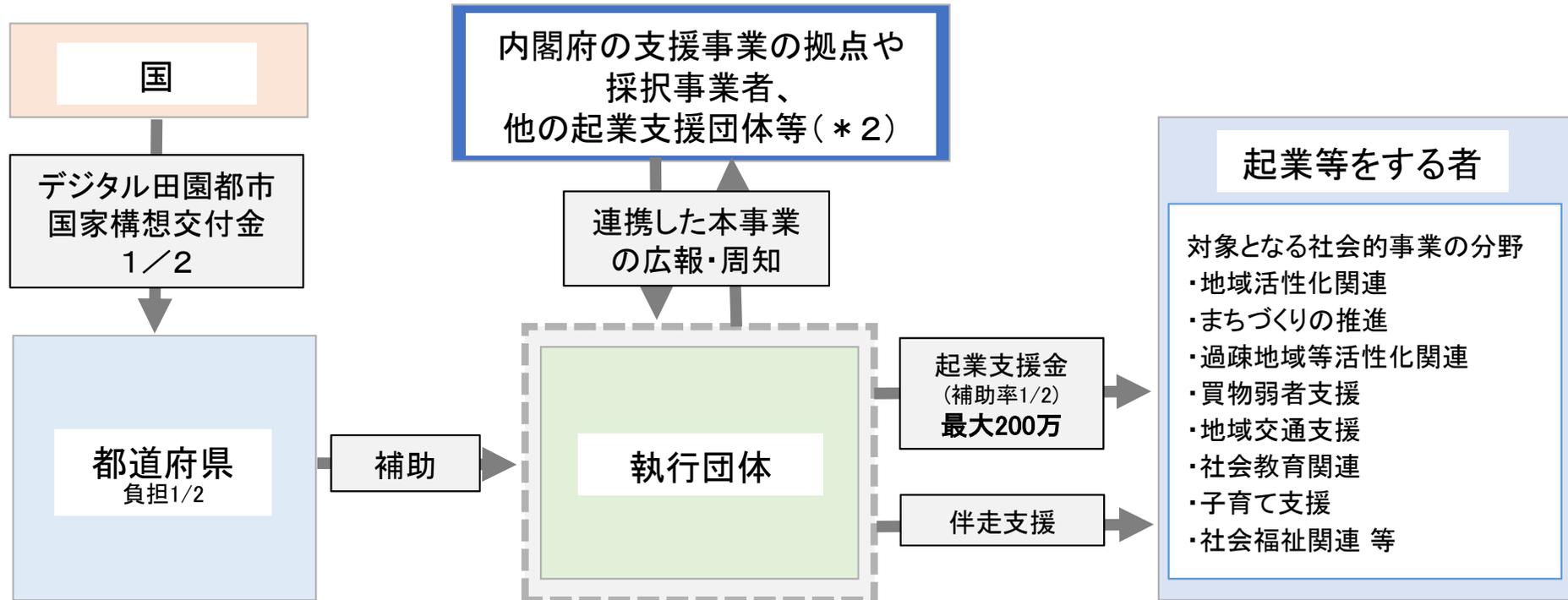
- ・事業費を国と都道府県が1/2ずつ負担し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とした起業等（情報通信関連業種における事業承継・第二創業を含む）をする者に対して、起業等に必要な経費の一部を起業支援金として支給する。

【起業支援金の上限金額は200万円とし、補助率は1/2以内とする。】

- ・各都道府県が対象となる社会的事業の分野を地域再生計画に位置づけ、当該分野における「社会性」、「事業性」、「必要性」、「デジタル技術の活用(*1)」を満たす起業等を支援する。

(注)令和5年度より、生産性の向上等につながる起業等を支援するため、申請要件に「デジタル技術の活用」を追加。

- ・各都道府県は、公募を通じて執行団体を選定する。執行団体は、起業等をする者の公募から採択までの業務を含めた一連の執行业務及び起業等に関する伴走支援業務を行う。



*1活用するデジタル技術は、キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売や、既存ツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信、Wi-Fi環境整備などの起業等をする事業に資するデジタル技術を幅広く受け付ける。

*2 内閣府の支援事業の拠点や採択事業者とは、プロフェッショナル人材事業の拠点や、先導的人材マッチング事業の採択事業者のことをいう。また、他の起業支援団体等とは、日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学、商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等を想定している。

5 国家战略特区

特区制度のあゆみ

- 国家戦略特区制度は、国家戦略特別区域法（平成25年成立）に基づく制度。大胆な規制・制度改革を実行し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、国民経済の発展等に寄与することを目的とする。

特区制度のあゆみ



特例措置の創設

提案者（自治体・事業者等）からの提案

特区WG（民間有識者主導）による調査・検討

（※）提案者・関係省庁の双方からヒアリング
特例措置の実現に向けた論点・対応を整理

提案者・省庁との制度に関する検討（※）

特区諮問会議の審議 → 特例措置実現（※）

（※）特区法もしくは関係法令を改正

制度改正に向けた大臣級の審議（※）

（※）規制の特例措置に関する対応方法を決定

個別の事業認定

事業者の公募

（必要に応じ）
分科会にて検討

区域会議（自治体・事業者・内閣府）による案の作成
具体的な区域計画案の作成

特区諮問会議の審議 → 総理大臣認定（※）

（※）規制の特例措置を活用した特定事業を認定

計画認定に向けた大臣級の審議（※）

（※）特例措置を活用した特定事業の認定可否を決定

都市再生

- **都市計画手続きの迅速化**
→ 東京都のプロジェクトの経済波及効果は、約18兆円。
- **エリアマネジメントの民間開放**【全国措置化】

医療

- **外国医師の業務解禁**
→ 2022年度末時点で延べ9人の外国医師による医療が可能となり、外国人の医療ニーズに対応。
- **病床規制の特例**
→ 2022年度末時点で全国10箇所の医療機関において増床が可能となり、最先端医療の提供に貢献。
- **医学部の新設**
- **遠隔服薬指導の解禁**【全国措置化】

保育

- **都市公園内保育所設置の解禁**【全国措置化】
→ 該当エリアの待機児童約3割の解消に貢献。
- **小規模認可保育所（対象年齢の拡大）**【一部全国措置化】
→ 2022年度末時点で兵庫県西宮市ほか2市の14施設で3歳児以上の受入に対応。
- **地域限定保育士**
→ 2022年度は神奈川県、大阪府、沖縄県で計880人が地域限定保育士試験に合格し、保育人材の確保に貢献。

農業・林業

- **農業生産法人の要件緩和**【全国措置化】
- **農家レストランの農地内設置特例**【全国措置化】
→ 12箇所で開設し、農業の6次産業化や雇用の創出に貢献。
- **保安林の解除手続期間の短縮**【全国措置化】
→ 愛知県が全国初活用。自動車産業の国内立地の機動的な拡充に貢献。

観光

- **古民家への旅館業法の適用除外**【全国措置化】
→ 2019年度に約1億2千1百万円の市場を創出。
- **特区民泊の創設**
→ 2022年度末時点で2,032事業者が参入し、10,182居室が認定。
- **観光客向けライドシェア事業の解禁**
→ 養父市・愛知県日間賀島で事業を実施。

外国人材

- **外国人家事支援人材の受入解禁**
→ 2023年4月1日までに1,293名の人材を受入れ、女性の活躍推進に貢献。
- **創業外国人材の特例（スタートアップビザ）の創設**
→ 2023年4月1日時点で386名が創業に向け特例を活用。制度拡充により、海外で人気のコワーキングスペース等での創業も可能に。

関西圏 (大阪府, 兵庫県, 京都府)

医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援

事項数 **27**
事業数 **56**

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制の緩和
- ・iPS細胞からの試験用細胞製造の解禁
- ・革新的な医療機器、医薬品の開発迅速化 他

養父市

中山間地農業の改革拠点

事項数 **10**
事業数 **26**

- ・農地の権利移転の円滑化
- ・企業による農地取得
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・自家用車による有償旅客運送
- ・遠隔服薬指導 他

福岡市・北九州市

創業のための雇用改革拠点

事項数 **25**
事業数 **80**

- ・スタートアップビザ
- ・スタートアップ法人減税
- ・雇用労働相談センター
- ・航空法高さ制限の緩和
- ・空港アクセスバス 他

沖縄県

国際観光拠点

事項数 **8**
事業数 **11**

- ・農業分野での外国人受入
- ・農家レストラン
- ・地域限定保育士 他

広島県・今治市

観光・教育・創業などの国際交流・ビックデータ活用特区

事項数 **12**
事業数 **19**

- ・「道の駅」民営化
- ・獣医学部の新設
- ・雇用労働相談センター
- ・迅速な実験試験局免許手続き 他

新潟市

大規模農業の改革拠点

事項数 **12**
事業数 **23**

- ・特例農業法人の設立
- ・農家レストラン
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・特区民泊
- ・農業分野での外国人受入 他

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

事項数 **8**
事業数 **9**

- ・国有林野の活用促進
- ・迅速な実験試験局免許手続き
- ・「着地型旅行商品」の企画・提供促進 他

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

事項数 **19**
事業数 **21**

- ・NPO法人設立手続きの迅速化
- ・都市公園内保育所
- ・一般社団等への信用保証制度の適用
- ・革新的な医薬品の開発迅速化
- ・エンジェル税制 他

つくば市(スーパーシティ型)

大胆な規制改革と併せて複数分野の
先進的サービスを実施するスーパー
シティ型特区

事項数 **4**
事業数 **4**

- ・スタートアップビザ
- ・開業ワンストップセンター
- ・外国人雇用相談センター

東京圏

(東京都, 神奈川県, 千葉県千葉市, 成田市)
国際ビジネス、イノベーションの拠点

事項数 **41**
事業数 **154**

- ・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
- ・エリアマネジメント
- ・工場の新増設
- ・東京開業ワンストップセンター 他

愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・
雇用・農業等の総合改革拠点

事項数 **24**
事業数 **32**

- ・有料道路コンセッション
- ・公設民営学校
- ・自動走行実証ワンストップセンター
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入 他

加賀市・茅野市・吉備中央町

(革新的事業連携型)
3自治体連携により、健康・医療などにおける革新的
な事業を先行的に実施する「デジタル田園健康特区」

事項数 **2**
事業数 **2**

- ・スタートアップビザ

設備投資促進税制（法人税）

（国家戦略特別区域法第27条の2）

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

（1）対象事業：国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

①規制の特例措置の適用を受けるもの

②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

（2）対象分野：「医療」、「国際」、「農業」（施行規則第1条第1号（イ（7）及び（8）並びにロ（1）、（3）及び（4）を除く。）又は第2号）

特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）
特別償却率	取得価額の45%（建物等は、取得価額の23%）
税額控除率（注）	取得価額の14%（建物等は、取得価額の7%）

（注）税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。

特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和6年3月31日までに設備等を取得等（※）して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※：中古のものを取得等した場合は対象にならない

取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

設備投資促進税制の流れ

①事業実施計画の確認

- 特定事業を実施しようとする者が事業実施計画を作成し、内閣府特命担当大臣へ提出します。適切かつ確実な計画と確認した場合、内閣府特命担当大臣はその通知を行います。（施行規則第3条第1項及び第4項）

②区域計画の認定

- 法人の行う特定事業が記載されている区域計画を国家戦略特別区域会議が作成し、内閣総理大臣に対して認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第8条第1項及び第7項）

③法人による事業の実施状況報告

- 区域計画に定められた法人は、当該特定事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に内閣府特命担当大臣に提出します。（施行規則第11条第1項及び第2項）

④内閣府特命担当大臣による確認したことを証する書類の交付

- 区域計画に定められた法人が当該特定事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた内閣府特命担当大臣は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して確認したことを証する書面を交付します。（施行規則第11条第3項）

確 定 申 告

スーパーシティ構想の概要

住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。

【ポイント】

① **生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供**

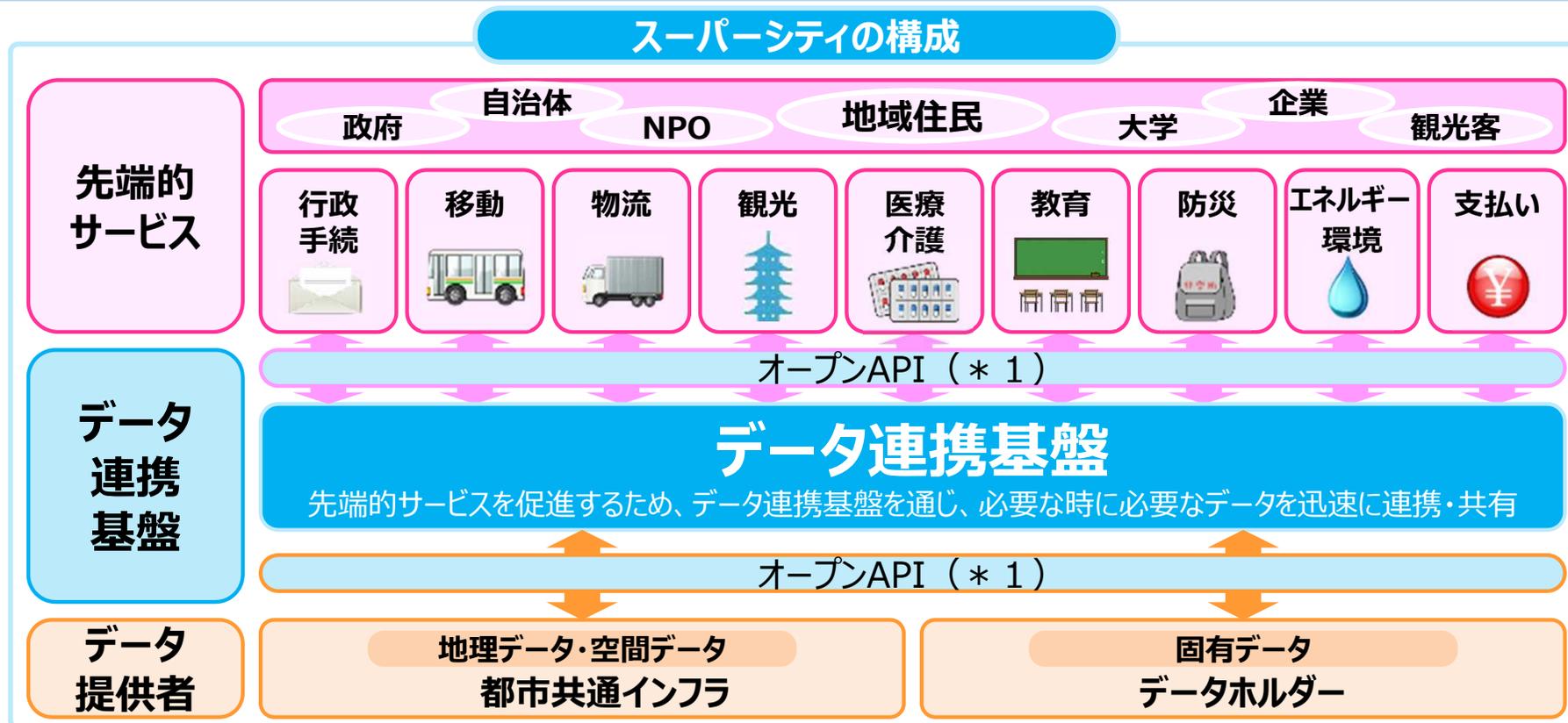
AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

② **複数分野間でのデータ連携**

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

③ **大胆な規制改革**

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



(*1) API : Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

国家戦略特区制度（3類型）と区域指定

①一般的な国家戦略特区

「都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定」
（国家戦略特区基本方針）

1次指定（2014年5月）

- ・ 東京圏
- ・ 関西圏
- ・ 新潟市
- ・ 養父市
- ・ 福岡市
- ・ 沖縄県

2次指定（2015年8月）

- ・ 仙北市
- ・ 仙台市
- ・ 愛知県

3次指定（2016年1月）

- ・ 千葉市
- ・ 広島県・今治市
- ・ 北九州市

②スーパーシティ型 国家戦略特区

「複数分野の大胆な規制改革と併せ、データ連携基盤を共同で活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施する区域を指定」
（国家戦略特区基本方針）

⇒スーパーシティの指定

- ・ (茨城県)つくば市
- ・ 大阪府・大阪市

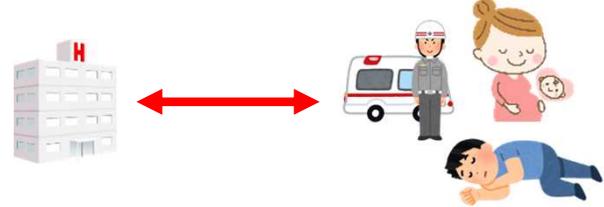
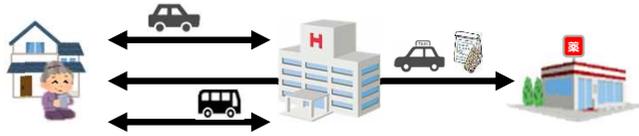
③革新的事業連携型 国家戦略特区

「一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込み、地理的な連担性にとらわれずに指定」
（国家戦略特区基本方針）

⇒「デジタル田園健康特区」

（健康、医療に関する課題解決に重点的に取り組む自治体を複数まとめて指定）の指定

- ・ (岡山県)吉備中央町
- ・ (長野県)茅野市
- ・ (石川県)加賀市

スーパーシティ型国家戦略特区		デジタル田園健康特区 (吉備中央町、茅野市、加賀市)
つくば市	大阪（府・市）	
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばスーパー「サイエンス」シティ構想。デジタル、ロボット等の最先端技術を社会実装 ・住民参加で、住民中心のスーパーシティを目指す ・対象エリアは、つくば市全域 ・国の研究機関、筑波大等と連携し推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年の大阪万博開催を見据えた取組 ・「データで広げる健康といのち」がテーマ ・対象エリアは、万博予定地の夢洲、大阪駅北の「うめきた2期」の二つの新規開発エリア ・住民QoL向上、都市競争力強化を目指す ・関経連、大商、万博協会等と連携し推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・3自治体が連携し、デジタル技術を活用し健康、医療の課題解決に重点的に取り組む ・人口減少、少子高齢化、コロナ禍など地方の課題解決のモデル化を目指す ・医療やデジタルの専門家、地域の医療機関等の強いコミットメントのもと推進
<p>事業構想</p> <p>移動・物流分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型モビリティやロボットの本格導入 ・ロボットやドローンによる荷物の配送  <p>行政分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット投票 ・外国人向け多言語での情報発信  <p>医療分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用したデータ連携による健康・医療サービスの提供  <p>防災・インフラ・防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な避難誘導と避難所での医療連携 ・インフラ長寿命化 <p>デジタルツイン・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Dマップの作成によるデジタルツインの実現 ・ロボットと共生する都市空間の創出 <p>オープンハブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人創業活動支援 ・大学の土地や施設等の貸付 等 	<p>最適移動社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本初の空飛ぶクルマの社会実装  <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転バス（レベル4）による万博来場者の輸送 ・夢洲建設工事での貨客混載輸送、ドローンの積極活用 <p>健康長寿社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍や場所にとらわれない先端的な国際医療サービス（外国人医師による診察、外国の医師による遠隔診療等）  <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンデータ、AIの活用による健康増進プログラムの提供 <p>データ駆動型社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIによる気象予報 ・夢洲建設工事でのBIMデータ等の活用 ・VR・MR技術の活用等による「未来の公園」 	<p>健康医療分野のタスクシフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療における看護師の役割拡大 ・救急医療における救急救命士の役割拡大  <p>健康医療情報の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康医療情報の自治体を超えたデータ連携 ・健康医療情報の患者本人やその家族による一元管理（医療版「情報銀行」制度構築） <p>予防医療やAI活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI、チャット機能を活用した遠隔服薬指導等 <p>移動・物流サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアドライバーによる通院送迎 ・タクシー等を使った医薬品等の配送 

先端的サービスの構築、データ連携基盤整備等に関する事業（例）

事業名	事業内容
<p>スーパーシティ等の先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業 <内閣府地方創生推進事務局国家戦略特区担当></p>	<p>スーパーシティ又はデジタル田園健康特区において民間事業者、大学等が行う先端的サービスの開発・構築やデータ連携等の社会実装に対する取組を支援</p>
<p>スマートシティ関連事業</p>	
<p>未来技術社会実装事業 <内閣府地方創生推進事務局未来技術実装担当></p>	<p>AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指す取組に対するハンズオン支援</p>
<p>地域課題解決のためのスマートシティ推進事業 <総務省情報流通行政局地域通信振興課></p>	<p>都市OS（データ連携基盤）の導入や、都市OSに接続するサービス等の整備・改良に対する支援</p>
<p>スマートシティ実装化支援事業（スマートシティモデルプロジェクト） <国土交通省都市局都市計画課></p>	<p>データや新技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けて取り組む実証事業に対する支援</p>
<p>地域新MaaS創出推進事業 <経済産業省製造産業局自動車課></p>	<p>地域の社会課題や移動解決に資する新たなモビリティサービスの社会実装に向けた各地域の先進的な取組に対する支援</p>
<p>日本版MaaS推進・支援事業 <国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課></p>	<p>エリアや事業を超えた、快適性・利便性の高い地域公共交通の実現に向けたMaaSサービスの連携等に対する支援</p>
<p>デジタル田園都市国家構想交付金 <内閣官房デジ田事務局・地方創生推進事務局></p>	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けたデジタル実装及びデジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備に対する支援</p>

6 構造改革特区

構造改革特区制度について

1. 構造改革特区制度とは

- 地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進することを目的としており、平成14年に構造改革特別区域法が成立、平成15年1月に「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定された。

2. 構造改革特区制度の構成

① 規制の特例措置の提案

民間事業者や地方公共団体を始めとして幅広く受け付け。関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現。【措置のメニュー化】

② 特区計画の認定

規制の特例措置を活用した事業を行う場合には、地方公共団体がその事業に関する構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。【区域計画の認定】

③ 規制の特例措置の評価

規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価。

特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大。【全国展開】

提案の実現

規制改革の実現数 755件

構造特区で対応した数 201件

全国的に対応した数 554件

規制の特例措置、全国展開

➤ 特例措置後に全国展開 143件

➤ 規制制度の変更等に伴う廃止 2件

➤ 現在の特例措置 56件

<特例措置の自治体における活用状況>

現在の認定計画数 455件

<活用メニューベスト3>

第1位 特定農業者による特定酒類の製造【どぶろく特区】(203件)

農家民宿等を営む農業者が、どぶろく又は果実酒の製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を適用しない。

第2位 特産酒類の製造(125件)

地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュールを製造しようとする者が、当該製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を緩和する。

第3位 公立保育所の給食外部搬入(72件)

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

構造改革特区 主な特例措置

(事例は初の活用自治体)

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業 (実現年度: 平成24年度)
地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例
【令和3年12月全国展開】



心のふるさと おおくら観光・交流特区 (大蔵村)

特産酒類の製造事業 (実現年度: 平成20年度)
地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区 (黒石市)

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 (実現年度: 平成16年度)
公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例
【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区 (清里町)

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業 (実現年度: 平成16年度)
レンタカー型カーシェアリング (自家用自動車共同利用) について、無人の貸渡システムを使用できる特例 【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング 広島特区 (広島県)

構造改革特別区域研究開発学校設置事業 (実現年度: 平成15年度)
小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例
【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区 (太田市)

特定農業者による特定酒類の製造事業 [どぶろく特区] (実現年度: 平成15年度)
農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区 (遠野市)

地域限定特例通訳案内士育成等事業 (実現年度: 平成27年度)
地方公共団体が独自に実施する研修を終了すれば、通訳案内士でない者でも外国語で有償ガイドすることができる特例
【平成30年1月全国展開】



京都市認定通訳ガイド特区 (京都市)

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業 (実現年度: 平成22年度)
必要な安全措置を講じた上で搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うことができる特例
【平成27年7月全国展開】



つくばモビリティロボット実験特区 (つくば市)



小豆島・内海町オリーブ振興特区 (内海町[認定当時])

7 総合特区

総合特区制度の概要

(総合特別区域法(平成23年法律第81号))

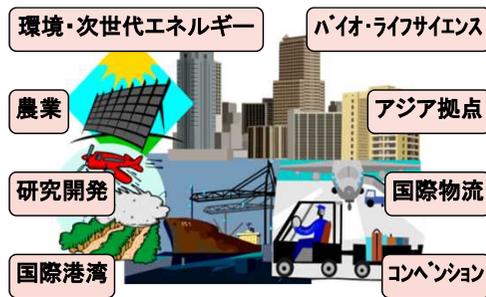
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置(R4年度税制改正大綱を踏まえ2年間延長)

○国際戦略総合特区

・国際競争力強化のための法人税の軽減(投資税額控除5%~12% 特別償却17%~40%(※)) ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

(3)財政上の支援措置:関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(R5年度予算 4百万円)

(4)金融上の支援措置:利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(R5年度予算 3.9億円)

※

平成31年度以前に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率12%特別償却率40% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率6%特別償却率20%

平成31年度以降に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率10%特別償却率34% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率5%特別償却率17%

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定・第4次指定

国際戦略総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
国際2	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠笠町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市中区、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市中区、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)

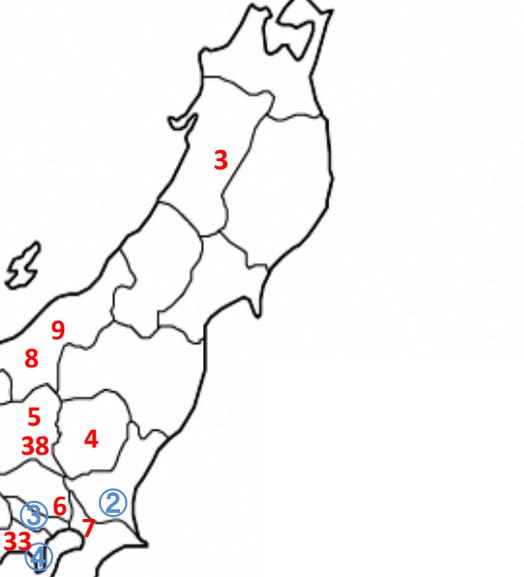
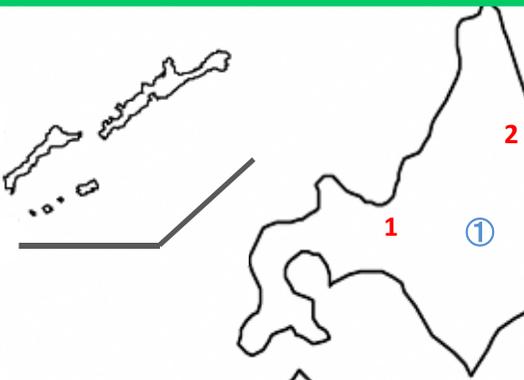
地域活性化総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
2	森林総合産業特区(北海道下川町)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)【令和2年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
8	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
9	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県、山梨県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、大阪府泉佐野市)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
18	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田市地区広域市町村圏事務組合)
19	たたらり山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県、山口県光市、柳井市、田布施町)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
26	東九州メディカルバレー構想特区(大分県、宮崎県)

【第2次指定(H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取次世代社会モデル創造特区(鳥取県)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
30	先進的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
32	権による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】



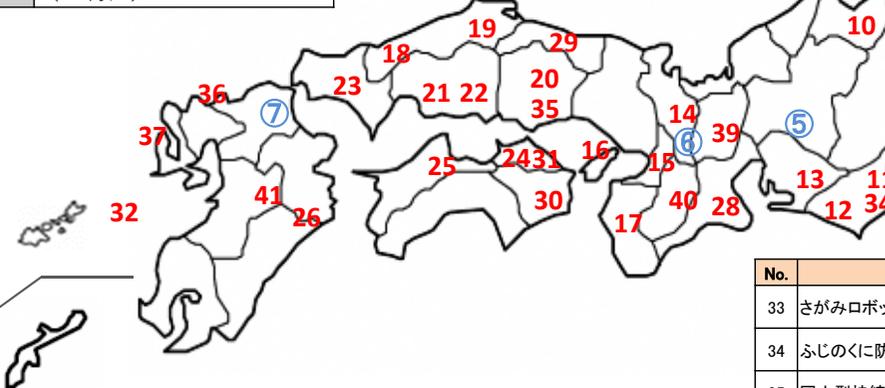
【第3次指定(H25.2.15)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
33	さがみロボット産業特区(神奈川県)
34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(静岡県)
35	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市)
36	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
37	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県、長崎市、佐世保市、西海市)

【第4次指定(H25.9.13)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
39	地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)【平成30年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
40	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

既に指定を解除した区域
(23特区)



	当初指定区域数	既に指定解除した区域数	R5.4.1時点指定区域数
国際戦略総合特区	7	1	6
地域活性化総合特区	41	22	19

税制上の支援措置の概要（設備等投資促進税制（法人税））

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。（総合特別区域法第26条）

（1）対象事業：総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①経済社会の活力の向上及び産業の国際競争力の強化に資するもの
- ②地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

（2）対象分野：「環境保全」、「医療」、「産業技術」

（施行規則第1条第1項（第8号を除く。）、第2項（第7号及び第8号を除く。）及び第3項（第4号から第6号を除く。）に掲げるものに限る。）

ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	※ 平成31年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：40%（建物等は20%） ・税額控除率：12%（建物等は6%）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の34%（建物等は、取得価額の17%）	
税額控除率（注1）	取得価額の10%（建物等は、取得価額の5%）	

（注1） 税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。

イ. 設備等取得の期間

法人指定の日から、令和6年3月31日までの期間

特例を受けるための要件

設備等投資促進税制（特別償却又は法人税額の特別控除）

- 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業（※）を実施する法人であること。
（法第26条及び規則第15条第1項第1号）
- 内閣総理大臣の認定を受けた認定地方公共団体が指定した法人であること。（法第26条及び規則第15条第1項第1号）
- 次に掲げる要件のいずれにも適合するものであること。（施行規則第15条関係）
 - 一 地域協議会を構成する法人であること。
 - 二 特定国際戦略事業（※）を行うことについて、適切かつ確実な指定法人実施計画を有すると認められること。
 - 三 指定法人実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。
 - 四 特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 五 特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

※（設備等投資促進税制における特定国際戦略事業）①又は②及び③に該当するものが対象となる。

- ① 経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するもの
- ② 地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの
- ③ 「環境保全」、「医療」、「産業技術」分野の事業（施行規則第1条第1項（第8号を除く。）、第2項（第7号及び第8号を除く。）及び第3項（第4号から第6号を除く）に掲げるものに限る。）

設備等投資促進税制の流れ

①国際戦略総合特区計画の認定



②地方公共団体による法人指定



③法人による事業の実施状況報告



④地方公共団体による 認定書の発行



確定申告

- 法人が行う特定国際戦略事業が記載されている国際戦略総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第12条第1項及び第10項）

- 認定国際戦略総合特区計画に記載されている特定国際戦略事業を行う法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定国際戦略事業を行う法人として指定します。（法第26条第1項、施行規則第15条）

- 認定地方公共団体から指定を受けた法人は、指定に係る特定国際戦略事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に当該地方公共団体に提出します。（法第26条第2項、施行規則第16条第1項）

- 指定を受けた法人が当該指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して認定書を発行します。（施行規則第16条第2項）

8 都市再生制度及び未来技術社会実装事業

都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）

都市再生本部

本部長：内閣総理大臣
 副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣
 本部員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生に取り組む基本的考え方〔H30.4.26本部決定〕

都市再生基本方針〔閣議決定〕

- ・都市は国力の源泉
- ・選択と集中

都市再生緊急整備地域52地域（政令で指定）

重点化

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域15地域（政令で指定）

地域整備方針〔都市再生本部決定〕

都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕（23地域）

都市計画等の特例

都市再生特別地区

〔都市計画決定〕
容積緩和、道路上空建築
(110地区)

都市計画提案制度

都市再生事業に係る
認可等の迅速化

民間都市再生
事業計画

〔国土交通
大臣認定〕
(147計画)

税制特例

金融支援

整備計画

〔特定地域
のみ〕
14地域
19計画

予算支援

都市
再生
安全
確保
計画

(29計画)

予算
支援

駐車
施設
配置
計画

(1計画)

候補地域（0地域）

「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、**都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域**として政令で定める地域をいう。

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の**国際競争力の強化**を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

「候補地域」とは、近い将来における政令指定の意向を関係自治体が持つものの、**都市開発事業の熟度や関連計画との整合等が指定レベルに至っていない**などの場合に、必要に応じて設定・公表する地域をいう。

※緊急整備地域数及び候補地域数については、令和4年10月28日時点
 都市再生特別地区数および民間都市再生事業計画数については、令和4年4月1日時点
 その他計画数等については、令和4年3月31日時点

都市再生緊急整備地域における特例措置

法制上の支援措置

■ 都市再生特別地区

都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。



日本橋二丁目地区（東京都中央区）
容積率：800%、700% → 1990% 等



大阪駅北地区（大阪市）
容積率：800% → 1600% 等

■ 道路の上空利用のための規制緩和

都市再生緊急整備地域内における都市再生特別地区の都市計画に位置づけることで、道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建築物を建てる事が可能。



■ その他の法制上の支援措置

- ・都市再生事業を行おうとする者からの都市計画の提案制度
- ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の認可等について、認可期間を設定（3ヶ月以内等）
- ・都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等に係る容積率の特例
- ・下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和 <特定地域のみ>

財政支援

■ 国際競争拠点都市整備事業 <特定地域のみ>

特定都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援。

■ 官民連携まちなか再生推進事業

官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援

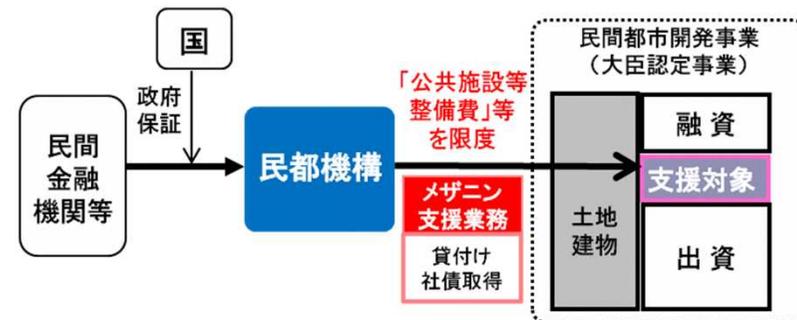
■ 都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくソフト、ハード対策等への支援

金融支援

■ 民間都市開発推進機構によるメザニン支援

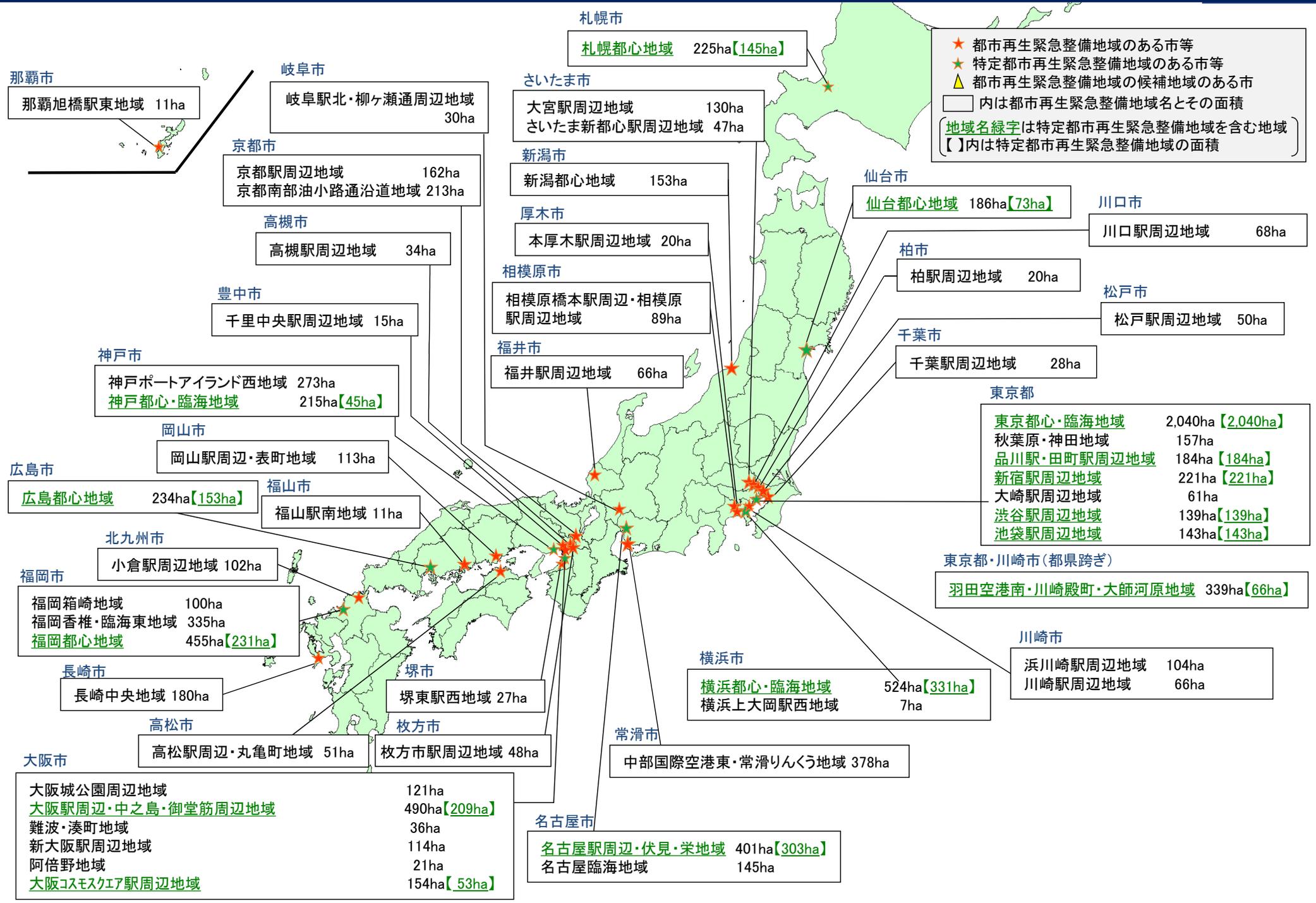
都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が行う、公共施設等の整備を伴い、環境に配慮した都市開発の整備に対し、支援を行う。



税制支援

- 所得税・法人税：5年間 2.5 (5) 割増償却
 - 登録免許税：建物の保存登記について本則4/1,000を3.5/1,000 (2/1,000) に軽減
 - 不動産取得税：課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除
※参酌基準を1/5(1/2)とし、1/10(2/5)以上3/10(3/5)以下の範囲内
 - 固定資産税・都市計画税：5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除
※参酌基準を3/5(1/2)とし、1/2(2/5)以上7/10(3/5)以下の範囲内
- ※括弧内は特定都市再生緊急整備地域内の場合の特例

都市再生緊急整備地域 (52地域 約9,536ha : うち特定都市再生緊急整備地域 15地域 約4,336ha)



未来技術社会実装事業の概要

概要

- AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR4年度までに合計53事業を選定。**選定から5年で社会実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行う。R5年4月時点において31事業※に対して支援を実施中。**

※ H30年度からR4年度までの選定合計53事業のうち22事業はR4年度末までに支援終了。

事業イメージ

地域課題

少子高齢化、生産年齢人口の減少の結果、

- 安全安心な地域づくりの必要性の高まり
- 産業、生活サービスの衰退、担い手不足
- 交通弱者の増加

など

- 未来技術を活用して地域課題の解決と地方創生を目指す取組を支援
- 関連する事業を一つにパッケージ化し、複数の関係府省庁を交えた地域実装協議会にて総合的支援
- 今後3年間で一部実装、5年間で本格実装（事業化され自走すること）を見込む事業を対象

現地支援体制

A市事業

事業a
A省・B省支援

事業b
B省・C省支援

事業c
D省支援

総合調整

地域実装協議会

関係府省庁
(うち1名は現地支援責任者)

地方公共団体
(事務局)

民間事業者

状況報告

支援指示

国の支援体制

関係省庁連絡会議

【議長】
内閣府地方創生推進事務局長
【構成員】
各省庁地方創生関連部局長

幹事会（課長級）

社会実装

未来技術社会実装事業 一覽

支援継続中 31団体 R1選定 R2選定 R3選定 R4選定

支援終了 22団体 終了

R5.4.1時点

北海道・東北地方

④仙北市 ①旭川市 ③陸前高田市

②盛岡市

北海道・岩見沢市・更別村

仙台市

九州・沖縄地方

③⑩長島町

②⑧嬉野市

②⑨延岡市

③①伊仙町

大分県

対馬市

宮崎県・串間市

中国・四国地方

②⑥福山市 ②⑦宇部市

広島県

鳥取県

美郷町

四万十市

関東地方

⑥栃木県

⑨秩父市

⑩和光市

⑦前橋市

⑧さいたま市

⑤常陸太田市

茨城県・つくば市

川口市

千葉市

潮来市

北陸・中部地方

①①富山市

①⑤岐阜市

①⑦静岡県

①②小松市

①③中能登町

①⑥中津川市

①④塩尻市

①⑧いなべ市

愛知県

豊田市

四日市市

豊橋市

春日井市

近畿地方

②⑤太地町

①⑨河内長野市

②①豊能町

②②高砂市

②③宇陀市

②④かつらぎ町

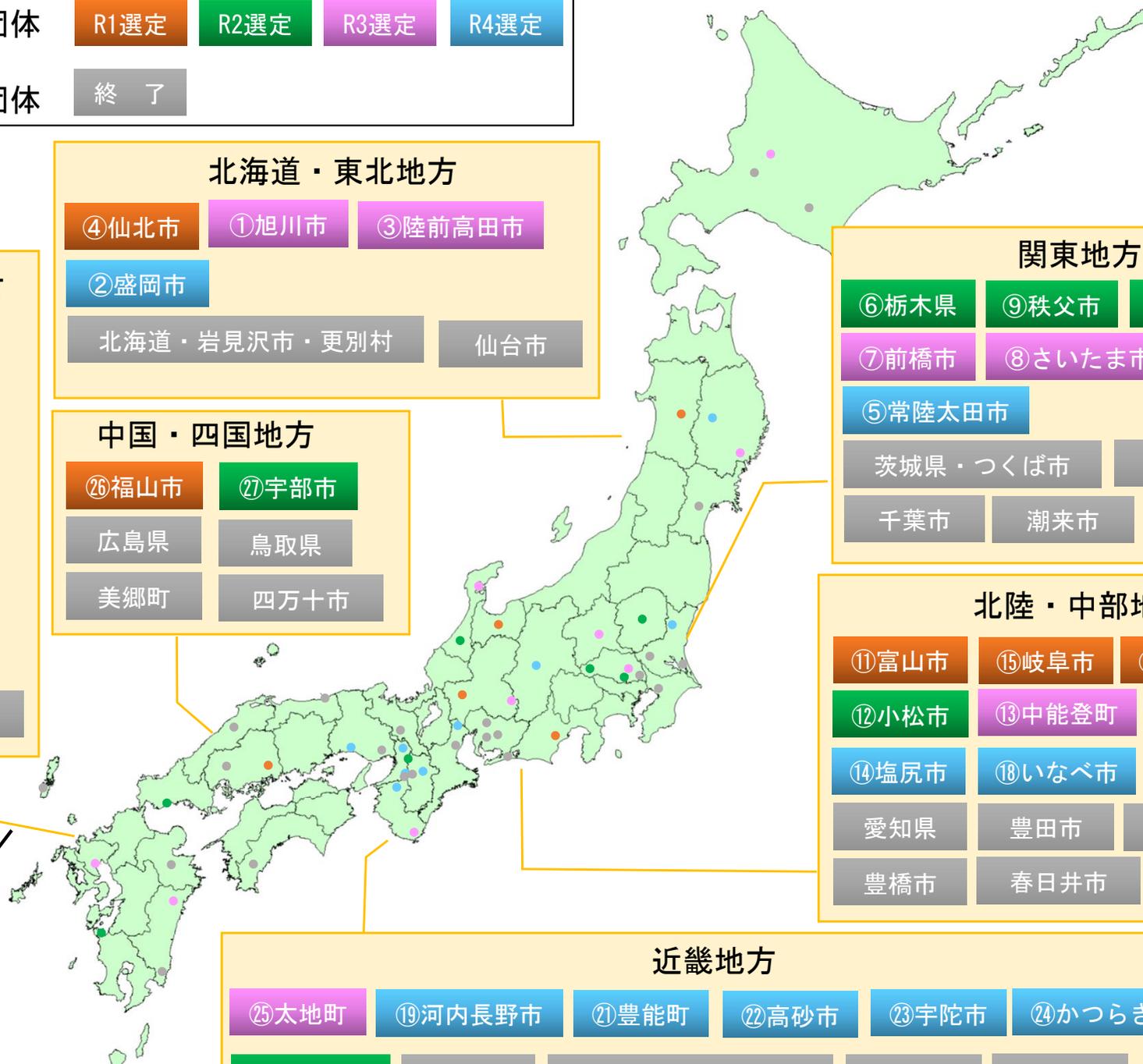
②⑩四條畷市

亀岡市

大阪府・河内長野市

神戸市

三郷町



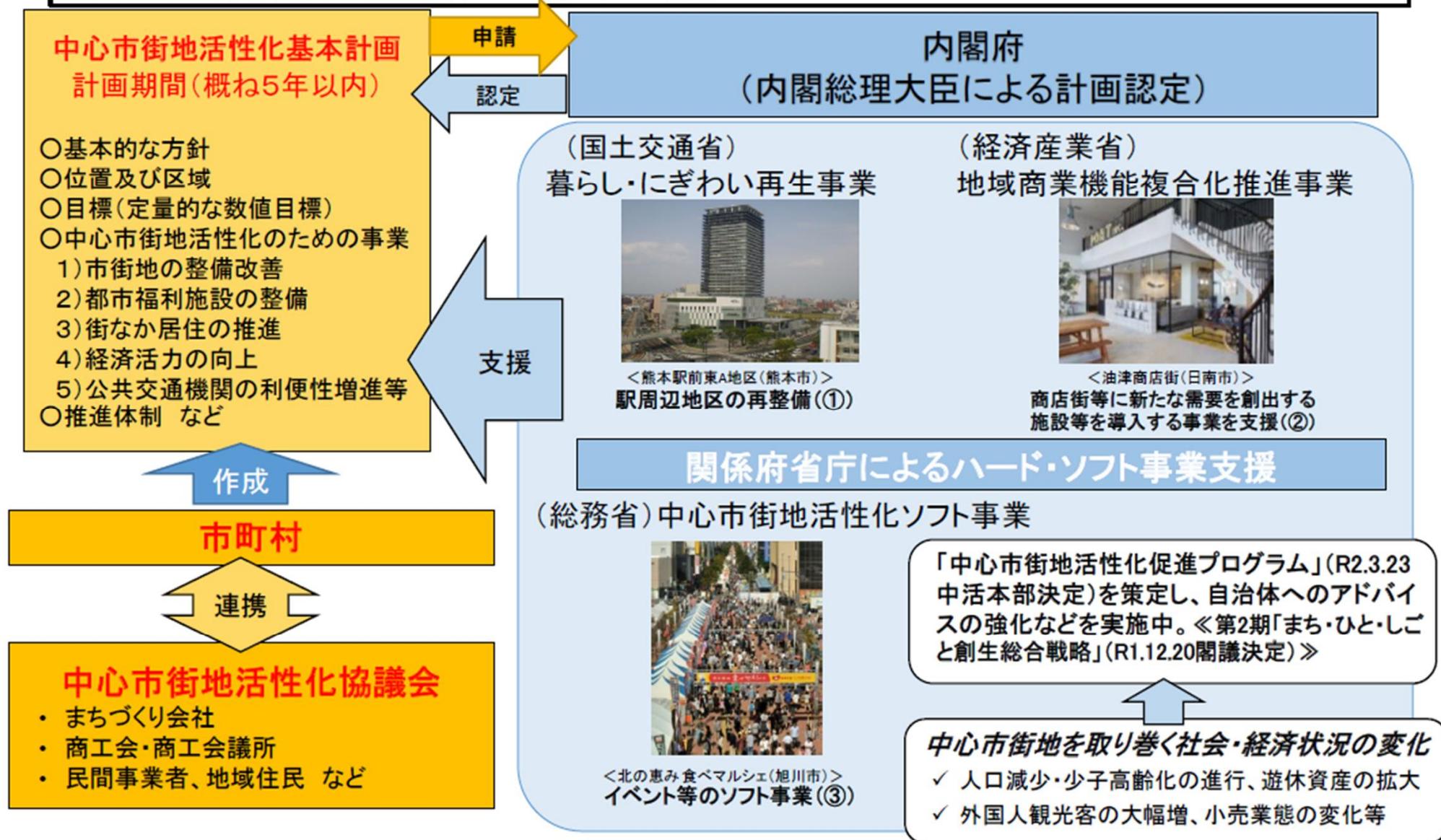
スマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）

	内閣府 (地方創生推進事務局)	総務省 (情報流通行政局)	国土交通省 (都市局)	経済産業省 (製造産業局)	国土交通省 (総合政策局)
事業名	未来技術社会実装事業	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	スマートシティ実装化支援事業	地域新MaaS創出推進事業	日本版MaaS推進・支援事業
概要	未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、社会実装の実現に向けた現地支援体制を構築し、関係府省庁による総合的な支援（複数年継続する伴走型支援）を実施	地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援など）をデジタル技術やデータの活用によって解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体等による、都市OSや、都市OSに接続するサービス等の整備・改良にかかる経費の一部を補助	先進的技術等を活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティの実装に向けて、各地区のスマートシティに関する取り組みを支援	地域における新しいモビリティサービスの社会実装や移動課題の解決に向けて、高度かつ持続的な事業モデルの創出・横展開に資する先進MaaS実証を推進。	エリアや事業を超えた、快適性・利便性の高い交通サービスの実現に向け、各地のMaaSの取組の連携や、各地域内における交通事業者や他分野の事業者の連携等を促進。
R5年度予算	0.3億円の内数 (シンポジウム等、普及啓発を目的とした取組に係る費用等)	4.0億円	2.8億円	数億円	0.55億円
過去の選定数	H30:14事業、R1: 8 事業 R2:12事業、R3:9事業 R4:10事業	H29:6事業、H30:3事業 R1:5事業、R2:5事業、 R3:9事業、 R4:12事業	R1:15事業、R2:14事業 R3 : 20事業、 R4:14事業	R1:13事業、R2:16事業 R3 : 14事業、 R4:11事業	R1:19事業、R2:36事業 R3:12事業、 R4:6事業
主な支援対象	社会実装に向けた関係府省庁による総合的な支援（各種交付金・補助金の活用や、制度的・技術的課題等に対する助言等）	都市OSや、都市OSに接続するサービス等の整備・改良 (補助率1/2)	実証事業 ※データ取得等に必要の情報化基盤施設の整備についても都市再生整備計画事業等により支援。	地域の課題解決や全国での横展開に向けて、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けたMaaS実証を委託事業として実施。	・広域的、先進的なMaaS等の取組についての支援 ・新たな決済手段や新しい移動サービスの導入支援、運行情報等のデジタル化支援
問合せ先	未来技術実装担当 g.mirai.s5m*cao.go.jp	地域通信振興課 ict-town*ml.soumu.go.jp	スマートシティプロジェクトチーム hqt-smartcity-mlit*gxb.mlit.go.jp	自動車課 ITS・自動走行推進室担当 bzl-contact_mobility_pt@meti.go.jp	総合政策局モビリティサービス推進課担当 hqt-mobilityservice1002*gxb.mlit.go.jp

9 中心市街地活性化

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。



「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の概要

- 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を測るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、子育て世代や高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・活力ある地域経済社会の確立

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 政府における推進体制の整備
(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)
- 認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実
- 基本計画の認定基準
基本方針に適合するものであること など。
・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。
- 基本計画の実施状況についての評価の実施等
・進捗状況の把握とPDCAサイクルの実施
・施策の実施状況の事後評価

III. 中心市街地の位置及び区域

- 中心市街地の要件、数など
→ 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

IV. ～VIII. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上 など)

IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

- 推進体制の整備
→ 市町村の行政担当部局並びに国や都道府県との連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)
- 基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

- 都市機能の集積の促進の考え方
→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。
- 都市計画手法の活用
→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

XI. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

XII. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

中心市街地活性化促進プログラム

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定
「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

プログラムの基本的な考え方

中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

中心市街地活性化促進プログラムの狙い

- ✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する
- ✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

重点的な取組：中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（閣議決定））

1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

〔 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 〕

- 駅ビルをにぎわい交流施設として整備
- まちなかに学生の交流拠点を整備
- 5Gを活用したサテライトオフィスの誘致 等



2. まちのストックを活かす

〔 空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす 〕

- 空き店舗対策の効果的な助成
- 大型商業店舗の空きビルの再生
- 既存店舗の外装改修への支援 等



3. 地域資源とチャンスを活かす

〔 歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす 〕

- 歴史的建造物や古民家の活用
- 地域資源の活用
- 外国語に対応したガイドの育成 等



4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

〔 民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保 〕

- 地域経営の観点からの商店街活性化の取組
- 遊休不動産活用のためのコーディネーターの設置
- 収益施設と融合したPark-PFIの活用 等



5. より活用される仕組みにする（地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする）

- 多様な市街地の活性化に対応できることの周知
- 制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化
- 平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、複数の区域でも活用できること等の周知

中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧：153団体（令和5年4月：52団体※53計画）

令和5年4月現在で、153団体（累計276計画）が認定（②、③、④は認定の回数）を受ける。黒字は計画期間終了の自治体。

赤字は取組実施中の自治体（下線付きは令和5年度で期間終了）

北海道	函館市、小樽市、旭川市、 <u>帯広市③</u> 、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②	滋賀県	大津市②、長浜市②、 <u>草津市②</u> 、守山市②、 <u>東近江市②</u>
青森県	青森市②、弘前市②、 <u>八戸市③</u> 、 <u>黒石市</u> 、 <u>十和田市②</u> 、三沢市	京都府	福知山市②
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	大阪府	堺市、高槻市②、 <u>茨木市</u>
宮城県	<u>石巻市③</u>	兵庫県	神戸市（新長田）、 <u>姫路市③</u> 、尼崎市、明石市②、 <u>伊丹市③</u> 、宝塚市、 <u>川西市③</u> 、丹波市②
秋田県	秋田市②、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	<u>山形市③</u> 、鶴岡市②、酒田市②、上山市②、 <u>長井市②</u>	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	<u>福島市③</u> 、会津若松市、いわき市、白河市②、 <u>須賀川市②</u>	鳥取県	<u>鳥取市④</u> 、米子市②、 <u>倉吉市②</u>
茨城県	<u>水戸市②</u> 、 <u>土浦市②</u> 、石岡市、 <u>鹿嶋市</u>	島根県	<u>松江市③</u> 、江津市、雲南市
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	<u>倉敷市③</u> 、津山市、玉野市
群馬県	<u>高崎市③</u>	広島県	<u>三原市②</u> 、府中市②
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町、 <u>志木市</u>	山口県	下関市、 <u>宇部市</u> 、 <u>山口市③</u> 、岩国市、 <u>周南市②</u>
千葉県	千葉市、 <u>木更津市</u> 、柏市②	徳島県	<u>徳島市</u>
東京都	<u>八王子市②</u> 、青梅市、府中市	香川県	<u>高松市③</u>
神奈川県	小田原市	愛媛県	<u>松山市③</u> 、西条市
新潟県	新潟市、 <u>長岡市③</u> 、十日町市、上越市（高田）	高知県	<u>高知市③</u> 、四万十市
富山県	<u>富山市④</u> 、 <u>高岡市④</u>	福岡県	北九州市（小倉・黒崎）、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市
石川県	<u>金沢市④</u>	佐賀県	唐津市②、小城市、基山町
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②	長崎県	<u>長崎市②</u> 、諫早市②、大村市
山梨県	甲府市②	熊本県	<u>熊本市④</u> 、熊本市（植木）、八代市、山鹿市、 <u>益城町</u>
長野県	長野市②、上田市②、 <u>飯田市③</u> 、塩尻市	大分県	<u>大分市④</u> 、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
岐阜県	<u>岐阜市④</u> 、 <u>大垣市③</u> 、高山市、 <u>中津川市②</u>	宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市
静岡県	<u>静岡市（静岡・清水）③</u> 、浜松市②、沼津市、 <u>島田市</u> 、掛川市②、 <u>藤枝市④</u>	鹿児島県	<u>鹿児島市③</u> 、奄美市
愛知県	名古屋市、豊橋市②、 <u>豊田市④</u> 、安城市、東海市、田原市	沖縄県	沖縄市②
三重県	<u>伊勢市②</u> 、伊賀市		

10 地方大学・産業創生

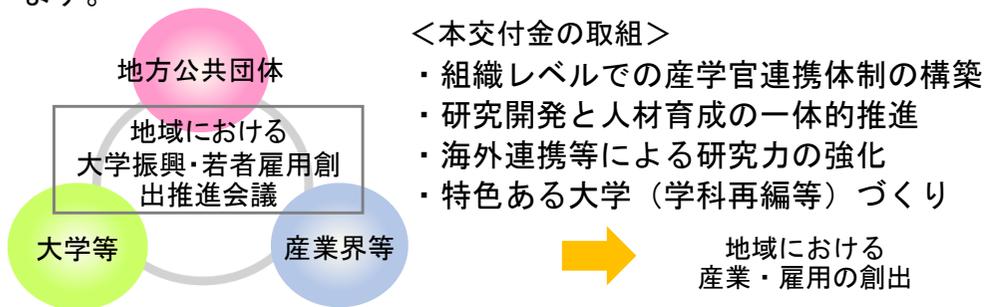
地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

令和5年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 **95.0億円**
（4年度予算額 97.0億円）

・内閣府交付金分：70.0億円（地方大学・地域産業創生交付金 20.0億円、デジタル田園都市国家構想交付金活用分 50.0億円）
・文部科学省計上分：25.0億円

事業概要・目的

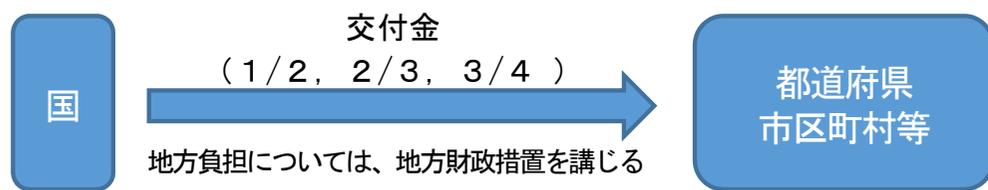
- 地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- 本交付金では「地方大学・産業創生法」に基づき、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援します。
- 「総花主義」「平均点主義」「自前主義」から脱却し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進めます。



事業イメージ・具体例

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・人材育成等の計画を策定します。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の評価委員会の評価を踏まえ、評価基準（自立性、地域の優位性、デジタル技術の有効活用等）により、優れたものを認定し、将来的な自走を前提に、本交付金による支援を行います（原則5年間。「展開枠」への採択により最大4年間延長可能）
- 各地域は、特定分野において、産業創生・雇用創出、大学改革、研究開発、人材育成の相乗効果により、日本中・世界中から学生、研究者、企業を呼び込める地方大学づくりに取り組みます。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の評価委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践します。
- 内閣府事務局等が申請団体に対し助言を行いながら、約4か月間かけて計画作成の支援を行う「計画作成支援事業」でも申請を受け付けます。

資金の流れ（内閣府交付金）



期待される効果

- 産学官連携による研究開発、人材育成等の取組の推進により、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革と地域の産業活性化・若者の雇用創出を目指します。
- それにより、地域における若者の修学・就業を促進し、東京圏への一極集中の是正に寄与します。

地方へのサテライトキャンパス設置促進に向けた支援の取組

令和5年度予算額 0.2億円（令和4年度予算額 0.2億円）

○デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進するため、以下の取組を実施。

ポータルサイトの運用

○地方公共団体と大学等とのマッチングを支援するため、両者の情報を掲載するポータルサイトを運用。（令和2年度～）

○ポータルサイトには、情報収集した地方公共団体と大学等の基本情報に加え、地方公共団体向けポイント集、先行事例、各省庁の支援制度等の情報を掲載。

<登録地方公共団体数>

999団体（うち、サテライトキャンパスの誘致の希望がある団体数は275団体
また、大学等との連携の希望がある団体数は307団体）

<登録大学等数>

238校（うち、登録大学数は117校
また、地方公共団体との連携の希望がある大学等数は53校（大学数は28校）
参考：東京圏の大学数は225校（令和元年度）

地方創生 × キャンパス | 地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援ポータルサイト



地方公共団体へのコンサルティング

○誘致を希望する地方公共団体のプランを磨き上げ、マッチングにつなげるためのコンサルティング等の支援を積極的に実施。（令和3年度～）

※具体的には、

- ・地方公共団体の産業や資源等の調査や分析
- ・地方公共団体の”強み”を踏まえた大学のターゲット選定やリストアップ支援
- ・誘致に向けた計画や体制づくりへの助言
- ・計画を遂行する上で必要な指導・助言等を実施。

※令和3年度は4団体を支援

令和4年度は9団体を支援（継続4団体、新規5団体）

令和5年度は10団体を支援（継続5団体、新規5団体）



地方公共団体向け研修会の開催

○サテライトキャンパスの誘致を進めるに当たって参考となるよう、地方公共団体向け研修会を開催。（令和4年度～）



内閣府における地方創生インターンシップ推進の取組

東京圏在住の地方出身学生の地方還流や 地元在住学生の地方定着を促進するため、

研修コンテンツやポータルサイト等を通じ情報提供を行うことにより、地域企業でのインターンシップの実施等を推進

■ 取組内容

研修動画コンテンツの提供

○地方における質の高いインターンシップの展開を図るため、地方公共団体の職員等を対象に、実践的なノウハウを取得するため、インターンシップ事業の設計から実施までステップごとに解説する研修動画コンテンツの提供。



掲載はこちら



ポータルサイトの運営

○地方公共団体向けのヒント集や事例集や、これまでの研修会のアーカイブ動画など、役立つコンテンツを発信するとともに、地方公共団体や大学の窓口情報等を掲載。



掲載はこちら



地方公共団体へ情報提供
関係者間の連携促進

各地方公共団体において、地域の実情に応じ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施

地方への新しいひとの流れをつくり、
地方定着を目指す

■ これまでの取組

- 平成29年度** 大学と地方公共団体の情報集約・発信やポータルサイトの構築、連携事例集やヒント集の作成を実施。
- 平成30年度** 大学と地方公共団体の情報集約・発信を行う中で、全国各地のモデル事例の調査を実施。優れた事例について、シンポジウムやポータルサイト等において情報発信。
- 令和元年度** 地方公共団体の職員等を対象に研修会を実施。（全国6地域・140名参加）
- 令和2年度** インターンシップ施策の現状・課題把握のための調査を実施。地方公共団体の職員等を対象にオンラインで研修会を実施。（合計3回・394名参加）
- 令和3年度** 地方公共団体の職員等を対象にオンラインで研修会を実施。（合計2回・313名参加）地方公共団体の職員を対象に個別相談会を実施。（合計5回）
- 令和4年度** 地方公共団体の職員等を対象にした研修動画コンテンツの作成・公開。地方公共団体の職員を対象に個別相談会を実施。（合計12回）



道府県が施策として推進している
インターンシップの参加学生数

令和3年度：12,698人
（各地方公共団体からの報告より集計）

【検討委員会】委員名簿（2022/3/25 設立時点）

委員長	森地 茂	政策研究大学院大学 名誉教授
副委員長	岸井隆幸	一般財団法人 計量計画研究所 代表理事
委員	和泉洋人	一般財団法人 日本建築センター 顧問
〃	森川博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
〃	羽藤英二	東京大学大学院工学系研究科 教授
〃	渡邊浩司	国土交通省 都市局 技術審議官
〃	黒川淳一	国土交通省 国土政策局 審議官
〃	山本 巧	国土交通省 道路局 企画課長
〃	杉田憲英	総務省 自治行政局地域力創造G 地域政策課長
〃	荒木太郎	経済産業省 地域経済産業G 地域企業高度化推進課長
〃	中野穰治	内閣府 地方創生推進事務局 参事官(都市再生担当)
〃	土屋 修	独立行政法人 都市再生機構 理事
〃	大島伸生	神奈川県 県土整備局長
〃	上野良人	山梨県 リニア未来創造局長
		※2022/7/6 第2回～2023/2/22 第4回委員会 落合直樹 リニア未来創造局長
〃	斎藤政一郎	長野県 建設部 リニア整備推進局長
〃	湯澤将憲	岐阜県 都市建築部 都市公園整備局長
〃	上野晋一郎	NTTアーバンソリューションズ株式会社 執行役員
〃	巢山芳樹	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役副社長

事務局 一般財団法人 計量計画研究所

【検討委員会】委員名簿（2023/6/2 第5回委員会時点）

委員長	森地 茂	政策研究大学院大学 名誉教授
副委員長	岸井隆幸	一般財団法人 計量計画研究所 代表理事
委員	和泉洋人	東京大学大学院工学系研究科 特任教授
〃	森川博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
〃	羽藤英二	東京大学大学院工学系研究科 教授
〃	菊池雅彦	国土交通省 都市局 技術審議官
〃	秋山公城	国土交通省 国土政策局 審議官
〃	沓掛敏夫	国土交通省 道路局 企画課長
〃	西中 隆	総務省 自治行政局地域力創造G 地域政策課長
〃	荒木太郎	経済産業省 地域経済産業G 地域企業高度化推進課長
〃	中野穰治	内閣府 地方創生推進事務局 参事官(都市再生担当)
〃	土屋 修	独立行政法人 都市再生機構 理事
〃	佐藤亮一	神奈川県 県土整備局長
〃	石寺淳一	山梨県 知事政策局長
〃	斎藤政一郎	長野県 建設部 リニア整備推進局長
〃	舟久保 敏	岐阜県 都市建築部 都市公園・交通局長
〃	上野晋一郎	N T Tアーバンソリューションズ株式会社 執行役員
〃	中村明彦	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役副社長

事務局 一般財団法人 計量計画研究所